

正 本

檔 號：

保存年限：

連江縣政府 公告

發文日期：中華民國113年5月23日

發文字號：府工都字第1130025171號

附件：連江縣原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表



主旨：公告「連江縣原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表」，並自即日起實施。

依據：原有合法建築物公共安全改善辦法第2條。

公告事項：指定本縣原有合法建築物防火避難設施改善項目依旨揭一覽表之規定辦理。自實施日起，本縣各類組建築物辦理公共安全檢查簽證及申報應依該表列規定檢討改善。

縣長 王忠銘

連江縣原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表

改善項目		建築物使用類組		A類		B類				C類		D類					E類	F類				G類			H類	
		A1	A2	B1	B2	B3	B4	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	E	F1	F2	F3	F4	G1	G2	G3	H1	H2		
1. 防火區劃	(1)面積區劃	(1)-1 十層以下樓層	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
		(2)-2 十一層以上樓層	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(2)特定用途空間區劃		●	×	×	●	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	(3)垂直區劃	(3)-1 挑空部分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-2 電扶梯間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-3 昇降機間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-4 垂直貫穿樓地板之管道間及其他類似部分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4)層(戶)間區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5)貫穿部區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(6)地下建築物	(6)-1 與地下建築物連通區劃		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
(6)-2 地下建築物本體區劃		●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×	×	●	×	×	×	×	×	●	●	●	×			
(7)高層建築物區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(8)防火區劃之防火門窗		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
2.非防火區劃分間牆		●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	●	×	●	●	×	×	×	●	×	●			
3.內部裝修材料		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
4.避難層出入口		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
5.避難層以外樓層出入口		●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
6. 走廊	(1)一般走廊		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	(2)連續式店鋪商場之室內通路		×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
7. 直通樓梯	(1)設置與步行距離		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	(2)設置兩座以上直通樓梯之限制		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	(3)樓梯及平台寬度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	(4)直通樓梯總寬度		●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	(5)改為安全梯或特別安全梯限制		○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(6)迴轉半徑		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
8. 安全梯	(1)室內安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(2)戶外安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(3)特別安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
9.屋頂避難平臺		●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
10.緊急進口		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
備註	一、表列「●」各類組建築物辦理公共安全檢查簽證及申報時，應依「原有合法建築物防火避難設施及消防設備改善辦法」之規定檢討改善。																									
	二、表列「×																									
	三、表列「○」指建築物辦理公共安全檢查簽證及申報時，仍應檢討符合建築物興建完成或申請建造執照、變更使用執照當時法令規定。																									
	四、有關宗教類建築物（E類）內部裝修材料之檢討，得依內政部88年8月6日台八八內營字第8874102號函規定辦理。																									